

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

平成11年に公布・施行された男女共同参画社会基本法では、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化など、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。

美唄市においては、平成14年に「男女共同参画計画」を策定するとともに、平成20年には「男女共同参画計画（第2次）」を策定し、男女共同参画社会の実現を目標とした諸施策を展開してきました。

また、平成22年には、男女共同参画の基本理念や市民、事業者、行政の役割を定めた「美唄市男女共同参画条例」を制定し、様々な取り組みを進めてきました。

しかしながら、家庭や職場、地域においては、依然として従来の固定的な性別役割分担意識（*）や男女の不平等感が根強く残っており、政策・方針決定過程への女性の参画やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）（*）の推進など、男女共同参画社会の実現のために取り組まなければならない課題が多く残されています。

少子高齢化や人口減少が急速に進み、経済情勢や就労形態の変化、個人の価値観やライフスタイルも大きく変化しています。特に、人口減少の急速な進行は、地域の過疎化やコミュニティ機能の低下など、地域社会に大きな影響を及ぼすことが予想されており、まちづくりにおいてより一層の男女共同参画が求められています。

こうした状況の中、国においては平成27年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定され、豊かで活力ある社会の実現を図るため、仕事と家庭を両立できる環境の整備など、職業生活における女性の活躍を推進する方向が示されたところであります。

このような社会情勢を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、新たな課題に対応しながら、施策を総合的・効果的に推進するため、「美唄市男女共同参画計画（第3次）」を策定しました。

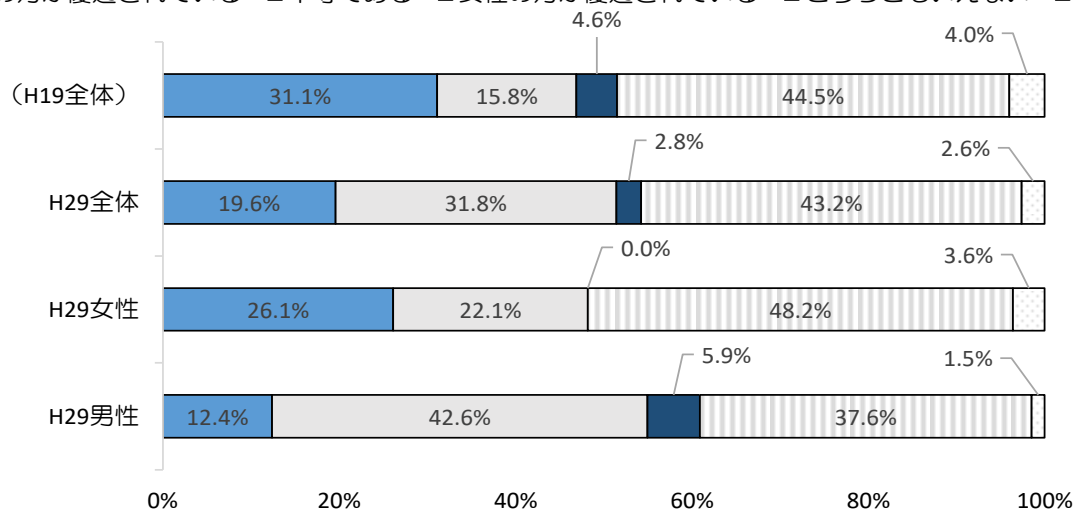
* 固定的な性別役割分担意識：「男だから、女だから」「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定的にとらえる意識のこと。

* ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）： 充実した人生を送るために、自分の価値観に合った働き方や仕事と生活の調和を考えることが重要だという考え方。

○男女の地位の平等感についてどのように感じていますか

【参考資料1】

■男性の方が優遇されている □平等である ■女性の方が優遇されている □どちらともいえない □無回答

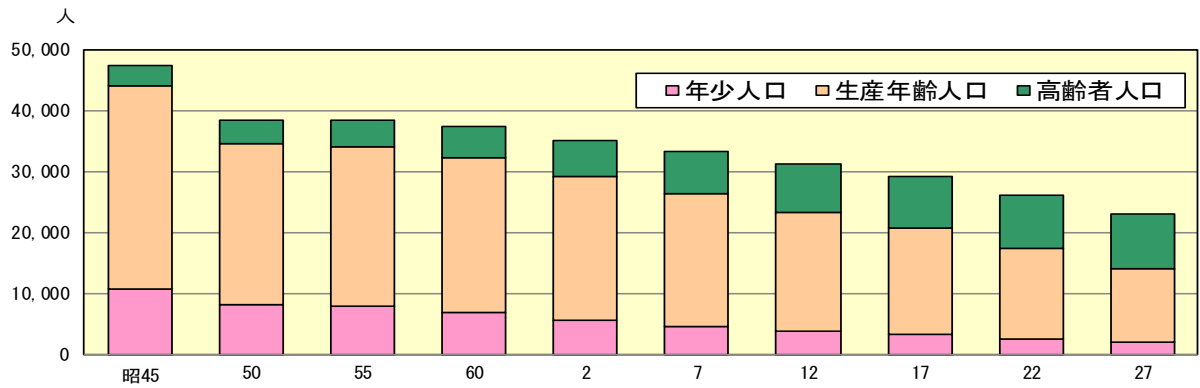


資料：「平成29年度美唄市まちづくり市民アンケート調査」美唄市総合政策課

※市のこれまでの施策の達成度の評価や、市民の皆さんのご意見を施策に反映させるため、市民1,200人の方を対象にアンケートを実施し、426人（回答率：35.5%）から回答をいただきました。

○年齢区分（3区分） 美唄市の人口及び構成比の推移

【参考資料2】



	昭45	50	55	60	平2	7	12	17	22	27
総数（人）	47,369	38,414	38,550	37,414	35,165	33,434	31,181	29,083	26,034	23,035
高齢者人口 （65歳以上）	3,346 （7.1%）	3,783 （9.8%）	4,488 （11.6%）	5,211 （13.9%）	6,012 （17.1%）	7,005 （21.0%）	7,820 （25.1%）	8,377 （28.8%）	8,555 （32.9%）	8,853 （38.4%）
生産年齢人口 （15～64歳）	33,393 （70.5%）	26,568 （69.2%）	26,286 （68.2%）	25,336 （67.7%）	23,546 （67.0%）	21,932 （65.6%）	19,644 （63.0%）	17,528 （60.3%）	14,887 （57.2%）	12,205 （53.0%）
年少人口 （0～14歳）	10,630 （22.4%）	8,063 （21.0%）	7,776 （20.2%）	6,867 （18.4%）	5,607 （15.9%）	4,497 （13.5%）	3,717 （11.9%）	3,178 （10.9%）	2,573 （9.9%）	1,973 （8.6%）

資料：平成27年国勢調査

2 計画策定の背景

（１）世界の動き

1945年（昭和20年）に発足した国連は、20世紀の2度にわたる世界大戦の惨禍の反省に立ち、人権の尊重を平和の基盤とする理念を掲げ、男女平等を人権の柱として位置づけました。

その後、国連は1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、「国際婦人年世界会議」をメキシコシティで開催し、「平等・開発・平和」をスローガンに掲げ、女性問題解決の指針となる「世界行動計画」を採択しました。行動計画では、男女平等の達成のため、「男女の伝統的な役割を変える必要性を認識しなければならない」と性別役割分業の変革が示されました。

また、国際婦人年に続く1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までの10年間を「国連婦人の十年」と定め、男女平等や女性の地位向上を目指し、世界規模での運動を展開し、これによって女性の地位向上に向けた動きが世界的に高まっていきました。

次いで、1979年（昭和54年）、国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択され、その後の女子に対する差別の撤廃と男女平等の取り組みに向けた原点となりました。

1980年（昭和55年）には、「国連婦人の十年」中間年世界会議（第2回世界女性会議）がコペンハーゲンで開催され、前年、国連総会で採択された「女子差別撤廃条約」の署名式が行われました。

1985年（昭和60年）には、「国連婦人の十年」最終年会議（第3回世界女性会議）がナイロビで開催され、10年の成果を評価するとともに、なお残された課題解決のため、2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（ナイロビ将来戦略）が採択されました。

更に、1990年（平成2年）には、ナイロビ将来戦略の「第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」（ナイロビ将来戦略勧告）が国連経済社会理事会において採択され、ナイロビ将来戦略の実施ペースを速めるよう、各国政府に要請しました。

1995年（平成7年）には、アジアでは初めて、北京において、第4回世界女性会議が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。行動綱領は、女性の地位向上のため2000年（平成12年）までの5年間に取り組むべき指針を明らかにしたもので各国政府に「行動計画」の策定を求めるとともに、女性のエンパワーメント（*）の促進やパートナーシップ（政府とNGO（*）、男性と女性など）の確立が確認されました。

2000年（平成12年）には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、2005年（平成17年）までに女性に差別的な条項撤廃のための法律の見直しをすることなどを盛り込んだ、「政治宣言」

*エンパワーメント：組織の構成員のひとりひとりが、発展や改革に必要な力をつけること。

*NGO Non Government Organization：非政府組織。国際的に公益的な活動を自主的、自発的に行う民間非営利組織をいい、男女共同参画をはじめ、環境、人権、平和など幅広い分野で活躍している。

及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を採択しました。

2005年（平成17年）第49回国連婦人の地位委員会界閣僚級会合）がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、男女平等を実現するためのこれまでの進展を踏まえながら、完全実施に取り組むための宣言を採択しました。

2010年（平成22年）には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から15年目にあたることを記念し、「国連『北京+15』世界閣僚級会合」がニューヨークで開催され「北京宣言及び行動綱領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言を採択しました。

2012年（平成24年）には、第56回国連婦人の地位委員会において、東日本大震災の経験や教訓を各国と共有し、より女性に配慮した災害への取組を促進することをめざして、「自然災害におけるジェンダー平等（*）と女性のエンパワーメント」決議が採択されました。

2015年（平成27年）には、第59回国連婦人の地位委員会において、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」が採択されました。

（2）日本の動き

このような世界の動きと連動して、我が国においても1975年（昭和50年）、世界行動計画を受けて国内本部機構として内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

1977年（昭和52年）には、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにする「国内行動計画」が策定され、以後その積極的な推進が図られてきました。この結果、「国連婦人の十年」の間に「女子差別撤廃条約」の批准（1985年（昭和60年））をはじめ、「男女雇用機会均等法」の制定や「国籍法」の改正などが行われ、特に法律、制度面での男女平等に関する整備は大きく前進しました。

「国連婦人の十年」の経過後においても、男女の役割を固定的にとらえる意識は根強く残っており、制度上のみならず、実際上の女性の地位を向上させる上で、まだ多くの課題が存在しているため、国の計画的取組が必要とされていました。

このため、1987年（昭和62年）に「ナイロビ将来戦略」の趣旨を受け「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（新国内行動計画）が策定されましたが、1991年（平成3年）には実施ペースを更に速めるため、「新国内行動計画」の第1次改定が行われ、「21世紀の社会はあらゆる分野へ男女が平等に共同して参画することが不可欠である」との基本認識が示されました。

さらに、1996年（平成8年）、前年の第4回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」において示された各国が2000年に向けて取り組むべき優先分野が示された。

* **ジェンダー平等**：ジェンダーとは、生物学的な違いに基づく性であるセックスに対して、社会的、文化的に形成された性別のこと。ジェンダー平等は、女性にも男性と同様に、尊厳を持ち、貧困と恐怖から解放され、自由のうちに生きる権利がことから、人権を意味する。

ことから、男女共同参画社会の実現に向けて政府が取り組むべき施策の基本的方向と具体的な内容を示した「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000年（平成12年）には、これに基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

そして、2001年（平成13年）から中央省庁等改革により、総理府男女共同参画室は、内閣府男女共同参画局となりました。

また、同年（平成13年）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、2003年（平成15年）に「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が制定されるとともに、2004年（平成16年）には「DV防止法」が改正され、保護命令制度の拡充や配偶者からの暴力の定義の拡大、自立支援を含む被害者の保護が盛り込まれました。

2005年（平成17年）には、「育児・介護休業法」が改正され育児・介護休業の対象労働者の拡大や育児休業期間の延長が盛り込まれるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し、男女の性差に応じた的確な医療の推進などの10項目を重点事項として、新たに「第2次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

2007年（平成19年）には、国、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

2010年（平成22年）には、「男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」や、「地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進」などの重点分野を新設した「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

2015年（平成27年）には、仕事と家庭を両立できる環境の整備など、職業生活における女性の活躍を推進する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されるとともに、同年には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

（3）北海道の動き

北海道においては、国の「国内行動計画」を受けて、1978年（昭和53年）には「北海道婦人行動計画」が、1987年（昭和62年）には「北海道女性の自立プラン」が策定され、更に、1997年（平成9年）には、男女がともに参画する社会の形成を目指した「北海道男女共同参画プラン」が策定されました。

その後、2001年（平成13年）に「北海道男女平等参画推進条例」が制定されるとともに、男女平等参画に関する計画について、国の「男女共同参画基本計画」策定に伴う見直しにより、2002年（平成14年）には「北海道男女平等参画基本計画」が策定されました。

2006年（平成18年）には、暴力のない男女平等参画社会の実現をめざして、北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画が策定されました。

また、2008年（平成20年）には、前計画策定後の社会情勢の変化や国の動きや北海道男女平等参画審議会の答申等を踏まえ、2017年（平成29年）までの10年を期間とした「第2次北海道男女平等参画基本計画」が策定されました。

2014年（平成26年）には、オール北海道で女性の活躍支援を推進するための機運の醸成を図ることを目的に、「北の輝く女性応援会議」が設置され、2016年（平成28年）には、女性活躍推進法に基づく都道府県の推進計画として「北海道女性活躍推進計画」が策定されました。

（4）美唄市の取り組み

美唄市では、国や道の動きに合わせ、1990年（平成2年）3月に女性委員7名で構成する美唄市女性会議を設置し、女性の自立方策に関する協議を続け、1993年（平成5年）5月に「美唄市女性の自立プラン」を策定しました。

2001年（平成13年）7月には、男女共同参画社会基本法に基づく美唄市の計画を策定するため、市民15名による美唄市男女共同参画社会づくり検討委員会を設置し、2002年（平成14年）10月、市民からの視点による「美唄市男女共同参画計画」を策定しました。

2008年（平成20年）4月には、市民7名による美唄市男女共同参画社会づくり検討委員会での検討を重ね提言をいただき、またパブリックコメントによる市民から募集した意見を考慮し、男女がともに人権を尊重され、社会のあらゆる分野において対等なパートナーとして参画できる社会づくりを目指して、「美唄市男女共同参画計画（第2次）」を策定し、様々な分野で男女共同参画に関する施策を展開してきました。

3 計画の概要

(1) 計画の目標

■この計画は、「美唄市男女共同参画計画（2次）」の進捗状況を踏まえるとともに、社会経済情勢の変化に対応し、美唄市における男女共同参画社会を実現していくための目標として、次の3つを定めました。

- I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
- II 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり
- III 安心して暮らせる社会づくり

■取り組む基本方針について、可能な限り目標数値を設定しました。



(2) 計画の性格

■この計画は、国の「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」及び「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」に当たります。

■この計画は、国の「男女共同参画基本計画（第4次）」、「第3次北海道男女平等参画基本計画」及び「美唄市男女共同参画計画（第2次）」を勘案し、「びばい未来交響プラン」（第6期美唄市総合計画）で位置づけた男女共同参画社会づくりを具体化するための計画です。

(3) 計画の期間

平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とします。なお、著しい社会経済情勢の変化や国、道の動向に応じ、見直しを行います。

(4) 計画策定の流れ

美唄市男女共同参画計画（第3次）策定の流れ

